

議案第 16 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は」を「及び前項の規定による給料月額の設定は」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「及び第 19 条」を削り、同条第 2 項中「第 2 条、第 17 条の 3 第 1 項及び第 18 条第 2 項」を「第 17 条の 3 第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項第 1 号」に改め、「給与条例第 2 条中「退職手当」とあるのは「退職手当並びに松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とする」を「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 95」と、給与条例第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」とする」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。